

小郡市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年1月27日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月20日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第16号（令和4年10月26日付 保育所・幼稚園課）分
・・・・・・・・ 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第16号（令和4年10月26日付 保育所・幼稚園課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（1）現金取扱事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>小郡幼稚園で徴収した通年利用に係る預かり保育料（4月から6月分）を保育所・幼稚園課で保管し、10月6日現在、指定金融機関等に払込まれていなかった。</p> <p>現金を直接収納したときは、特別な事情がある場合を除くほか、当日又は翌日に指定金融機関等に払込まなければならない。現金を長期間保管することがないように適切な時期に払込まれたい。</p>	<p>小郡幼稚園で徴収した通年利用に係る預かり保育料（4月から6月分）については、10月12日に金融機関へ払込んだ。</p> <p>7月分以降については、小郡幼稚園が保護者全員から徴収し、現金を保育所・幼稚園課へ持ち込んだ当日または翌日に払込んでいる。</p>